

# 令和5年度「UDアドバイザー養成講習会Web」のご案内

○UD（ユニバーサルデザイン）に配慮され、誰もが利用しやすい建築物の普及を推進するため、施設整備や運営・サービスについて、利用者の視点から点検・助言を行っていただくUDアドバイザーを県が登録し、施設の希望に応じて派遣する制度を創設しました。 ※UDアドバイザーの登録要件は裏面参照

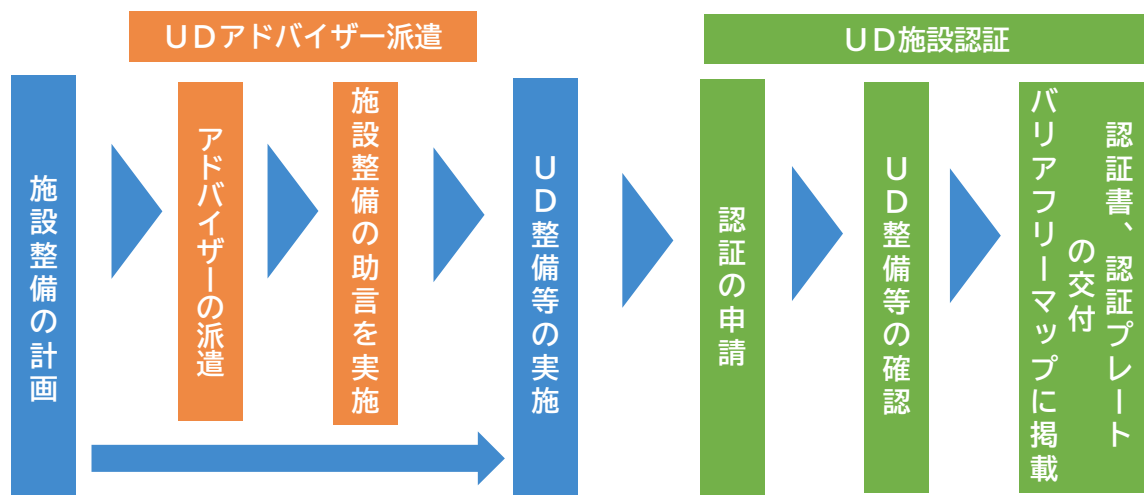
○UDアドバイザーは、高齢者、障がい者、子育て経験者等の「利用者アドバイザー」と、建築又は福祉の資格を有する「専門家アドバイザー」を設け、県主催の養成講習会の修了を登録要件としております。

○UDアドバイザーの派遣は、公共建築物、商業施設、病院、福祉施設など不特定多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する特別特定建築物を対象としており、登録アドバイザーの中から利用者及び専門家アドバイザーを各1名以上派遣します。

○利用者が使用しやすい建築物のUD整備を推進するため、養成講習会を受講していただき、UDアドバイザーとして登録していただきますようお願いします。

※UDアドバイザーとして、派遣された場合は、謝礼金、旅費が支給されます。

## 1 UD認証プログラムにおけるUDアドバイザー派遣制度の役割



- ・既存建築物も派遣対象
- ・UD施設認証は、UD整備及び運営等の取組内容に応じて3段階で格付・公表する制度

## 2 講習会案内

日時	令和5年11月24日(金) 13:30~16:30 Webexによるオンライン講習会
受講料	無料
申込方法	とっとり電子申請サービスによる電子申請（申込書右上のQRコードを読み込んでください。）又は、別紙申込様式をファクシミリによる。
申込先	鳥取県生活環境部くらしの安心局 住宅政策課 電話：0857-26-7697 メール：jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp
申込期限	令和5年11月17日(金)
修了証	受講者には、修了証を後日交付します。（アドバイザー登録は別途ご案内します。）
Web情報	講習会のURLは、電子メールにて参加申込者に後日送付致します。

### 3 講習会内容及び時間割（予定）

時間割	講習内容（※予定）
<p>【予定】</p> <p>午後 1 時30分頃 ～ 午後 4 時30分頃</p> <p>※時間割は、変更になる場合があります</p>	<p>鳥取県福祉のまちづくり施策について 障がい者、高齢者等への基本的な配慮事項について 福祉のまちづくり条例について UDアドバイザー派遣制度及び施設認証制度について 兵庫県アドバイザー映像 UDアドバイス事例の説明</p>

### 4 受講対象者

(1) 利用者アドバイザー

- ア 高齢者
- イ 障がい者（視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は内部障がい者）
- ウ 子育て経験者

(2) 専門家アドバイザー

- ア 建築士法第2条第1項の建築士
- イ 社会福祉法及び介護福祉法(昭和62年法律第30号)第2条第1項の社会福祉士
- ウ 社会福祉法及び介護福祉法(昭和62年法律第30号)第2条第2項の介護福祉士
- エ 理学療法士法及び作業療法士法(昭和62年法律第137号)第2条第3項の理学療法士
- オ 理学療法士法及び作業療法士法(昭和62年法律第137号)第2条第4項の作業療法士
- カ 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第2条の視能訓練士
- キ 歩行訓練士の資格を有するもの
- ク 医師法(昭和23年法律第201号)第1条の医師
- ケ 保健師法及助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条の保健師
- コ 保健師法及助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第5条の看護師
- サ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の保育士
- シ 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項の幼稚園教諭普通免許状を有する者
- ス 子育て支援員の資格を有する者
- セ その他生活環境部長が別に定める資格又は要件を満たす者

----- 申 込 書 -----

申込先 鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

FAX : 0857-26-8113 Mail: jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

令和5年度「UDアドバイザー養成講習会」申込書



とっとり電子申請サービス

フリガナ 受講者氏名		
所属団体名称 (法人のお申込みの場合)		
連絡先	電話 (       )       -	
	電子メール (       )       @       (       )	
アドバイザー要件 (該当する要件 に印を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 利用者 アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者</li> <li>・ 障がい者（視覚・聴覚・肢体不自由・内部）</li> <li>・ 子育て経験者</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 専門家 アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築</li> <li>・ 福祉</li> <li>・ 保育</li> </ul>